

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 9 日（金）第3397号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（※） (情報政策課取扱い) 1

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「の支給」を「の受給」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「別表第 1 の 1 の項第 4 号」を「別表第 1 の 1 の項第 6 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 条例別表第 1 の 1 の項第 4 号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年 3 月31日制定）第 6 条第 1 項の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱第10条の申請書記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

5 条例別表第 1 の 1 の項第 5 号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県療育手帳交付要綱（昭和63年 4 月 1 日施行）第 4 条の療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 鹿児島県療育手帳交付要綱第 7 条の氏名、住所等に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 鹿児島県療育手帳交付事務取扱要領（昭和63年 4 月 1 日施行）第 5 - 3 の療育手帳の再交付に関する事務
- (4) 鹿児島県療育手帳交付事務取扱要領第 5 - 4 の療育手帳の返還に関する事務
- (5) 鹿児島県療育手帳交付事務取扱要領第 6 - 1 の療育手帳交付台帳の整備に関する事務

第 4 条中「別表第 2」を「別表第 2 の 1 の項」に、「同表」を「同項」に改め、同条第 1 号中「第 8 条第 1 項若しくは」を「第 8 条第 1 項又は」に、「次に」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に」に改め、同号ア中「県営住宅条例第 2 条第 2 号の旧特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この号において「県営住宅入居者等」という。）に係る」を削り、同号イ中「県営住宅入居者等に係る」を削り、同号ウ中「県営住宅入居者等に係る」を削り、「又は」を「，」に改め、「情報」の次に「又は同法第55条の 4 第 1

項の就労自立給付金の支給に関する情報」を加え、同条第2号中「又は第14条第1項若しくは第3項」を削り、「前号」を「当該申請をした県営住宅条例第2条第2号の旧特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この項において「県営住宅入居者等」という。）に係る前号に掲げる情報（同号ウの就労自立給付金の支給に関する情報を除く。）及び県営住宅条例第13条第1項の規定により同居させようとする者に係る同号」に改め、同条第7号中「第1号」を「当該請求に係る県営住宅入居者等に係る第1号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第1号」を「当該申出に係る県営住宅入居者等に係る第1号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第3号」を「当該請求に係る県営住宅入居者等に係る第1号（ウを除く。）」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第1号」を「当該申請に係る県営住宅入居者等に係る第1号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第1号」を「当該決定又は認定に係る県営住宅入居者等に係る第1号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県営住宅条例第14条第1項又は第3項の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る県営住宅入居者等に係る第1号に掲げる情報
第4条に次の1項を加える。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める高等学校等奨学のための給付金支給事務は、鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第5条の奨学のための給付金の受給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同要綱第3条第1項の高校生等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の就学支援金の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。